

ZENKOKU 青税連

1992・6・20

全青税シンポジウム

「納税者番号制の問題点と
税制行政における適正手続を検証する」

「税理士法改正に
関する意見」完成

No.94

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

代々木リビン303号

TEL 03(3354)4162

発行人 会長 粕谷 幸男 編集人 広報部長 岸 生子

No.94 CONTENTS 1992.6

○全青税シンポジウム (1992.4.4)

「納税者番号の問題点と税務行政における適正手続きを検証する」 3



シンポジウムで
あいさつする
粕谷会長

○4月4日のシンポジウムを受けて

税務行政適正手続委員会委員長 益子 良一 3~4

○ホノルル税務署訪問記

池田 孝司 5

○納税者番号問題シンポジウム報告

納税者番号制対策委員会委員長 小池 幸造 6~7

○「税理士法改正に関する意見」完成

○「税理士法改正に関する意見」の表明について

税理士法対策委員会委員長 辻村 祥造 8~10

○税理士業務の独占性 副会長 大石 敬 10~11

○「税理士事務所における還付申告無料相談」実施の現状と支部会員の反応について

埼玉青税 古橋 猪久磨 11~12

○シンポジウム・スナップ 13

○北野弘久日大教授著

「納税者基本権論の展開」を読んで

東京青税 近藤 真由美 14

「納税者番号制の問題点と 税務行政における適正手続を検証する」

——全青税アメリカ・カナダ視察報告を受けて——

日時 4月4日(土) P.M. 2:00~5:00

場所 総評会館(御茶ノ水)

パネラー

司会 益子 良一(税務行政適正
手続対策委員会委員長)

座長 小池 幸造(納税者番号制対策
委員会委員長)

パネラー 石 村 耕 治(朝日大学教授)
堀 敏 明(弁護士)
池 田 孝 司(税理士)
植 松 省 自(税理士)

政府税制調査会は、昨年の秋、納税者番号制度

導入に関する議論を再開した。この制度があたかも「適正・公平な課税」のために必要といっているながら、実際には、各行政分野の利用を目的とし、行政効率性優先とする「共通番号制」(国民背番号制)に他ならないのである。国民のプライバシー権や情報交換などとは、かけ離れたものと言わざるをえない。

昨年の秋のアメリカ・カナダ視察団による報告書が「アメリカ・カナダにおける納税者の権利保護と現状」として、全青税から発行され、その内容をふまえた上でのシンポジウム・討論が行なわれた。

4月4日のシンポジウムを受けて

税務行政適正手続委員会

委員長 益子 良一

1. はじめに

全国青年税理士連盟が行ったアメリカ・カナダ視察報告をもとに、今年(1992)の4月4日に「納税者番号制の問題点と税務行政における適正手続を検証する」という内容でシンポジウムを行った。

当日は、私が司会を担当し朝日大学教授の石村耕治先生の基調報告をうけて、小池幸造納税者番号制対策委員長が座長で人権を擁護するという弁護士の立場から堀敏明先生、視察に参加した会員の中からアメリカの実情については、池田孝司委員、カナダの実情については、植松省自会員にパネラーとして発言してもらった。

このシンポジウムを開催したことによって納税者番号制の問題点が明確化されている。

2 納税者番号制は国民総背番号制

政府税制調査会は、昨年の10月15日に、納税者番号等検討小委員会を再開し、今年(1992)の秋を目途として、納税者番号制度の導入にむけての検討を行っている。

それと並行して納税および税務以外の行政分野で共通に利用しうる番号制度について、関係省庁が共同して総合的な検討を行うために、14省庁からなる実務者レベルの「納税等行政分野における共通番号制度に関する関係者省庁連絡検討協議会」が内閣内政審議室に設けられている。

基調報告で石村先生も指摘されているように、現在検討されている「納税者番号制」は、過去に国民の反対にあつて導入されなかった「国民総背

番号制」の検討にはかならない。

3 納税者番号制と国民総背番号制の違い

ここで「納税者番号制」と「国民総背番号制」の違いについてみてみよう。

「納税者番号制」とは、あくまでも課税目的ないしは課税関連目的にその利用が限定される。

だから、番号管理、データ管理も当然課税庁となって、他の行政機関はこの番号やデータを利用することはできないこととなる。

仮に他の行政機関が、課税庁と同じ納税者番号を使ったとしても、納税者番号制であれば、他の行政機関は、たまたま課税庁と同じ番号を使ったにすぎないこととなって、その番号で課税庁は他の行政機関が保有する情報を引き出すことはできない。



＜司会の益子良一会員＞

しかし現在考えられている「番号制度」は、その番号を使って、課税庁（課税庁に限らずすべての行政機関）は、他の行政機関が保有する情報を検索し利用することができる方向で検討が進められている。（政府税制調査会、納税者番号制度検討小委員会、平成4年1月18日）（税理士界1992年2月25日第1047号参照）これはまさに国民総背番号制といえよう。

4 情報はだれの財産か

税務行政における適正手続が確立されていないわが国において、コンピューターのオンライン化が進み、共通番号によって、あらゆる分野の情報が容易に収集されるようになると、納税者の情報が本人の知らないところで集中的に管理され、なおかつどのような情報が登録されているか本人もわからないというブラックボックスの中で個人の

プライバシー権は完全に侵害されることとなってしまふ。

アメリカ・カナダでは、納税者番号によって、納税者のあらゆる取引に関する情報を収集、保有しコンピューターで情報の管理を行っているが、少なくともこれらの情報は、「政府の財産」ではなく、「国民・納税者の財産」であるという考え方にたっている。

だから、情報公開法やプライバシー保護法さらにはカナダにおけるオンブズマン制度（詳しくは全国青税アメリカ・カナダ視察団報告1991年参照）によって、セーフガードが構築されている。

それでもデータ・マッケンブルによる弊害が問題として提起されている。

しかし、わが国では納税者番号制度の必要性として課税の公平や総合課税への移行のために必要である（税理士界1992年5月15日第1051号参照）というのみでこれらの情報は、国民・納税者の財産であるという認識はまったくないといえる。

まして税務行政手続法も制定されていないわが国では、資料の収集という名目で無制限に調査範囲が拡大される可能性が強い。

現在でも行政の立場は、「やっていけないという法律規定がなければなにを行ってもよい」という考え方が横行している。

このような考え方が横行する中で、共通番号制度が導入された国民の基本的な人権とくにプライバシー権は完全に侵害されるといってよいだろう。

5 おわりに

国民に知らされない密室の中で表向き納税者番号制といっておきながら、実際は国民総背番号制というのでは国民をペテンにかけるようなものである。

シンポジウムをやって我々税理士の中でも、今回検討されている納税者番号制度のもつ危険性について認識が不足していることを痛感した。

我々は、このような国民総背番号制につながるような納税者番号制度について、国民に知らせていく運動が必要であろう。

また、それと同時に我々税理士としても、このようななんのセーフガードもないまま導入されようとしている納税者番号制度に対して反対の行動をおこしていく必要があると考える。

ホノルル税務署訪問記

池 田 孝 司

昨年9月、全青税アメリカ・カナダ視察団に加わり、両国の税務行政手続、情報公開制度、納税者番号制度等、わが国ではその整備が遅れている分野を視察することができた。

アメリカでは、IRS（内国歳入庁）ホノルル税務署、アメリカ連邦社会保険庁の行政官庁や法律事務所、会計士事務所等を訪問し、ハワイ大学では税法セミナーを受けた。

又、政治の中心都市ワシントンDCでは、米連邦議会下院主席法律顧問のロバート・ゲルマン氏の多忙中でのスピーチは、納税者番号制度の現実面での問題点指摘等興味深いものであった。

こうした訪問先の中で、IRSホノルル税務署を訪問した時の感想を述べ、報告の一部とします。

ホノルル税務署は、視察団の初めての訪問先である。案内されて入った室は窓ひとつ無い会議室で、いつでも四方八方見渡せる所に住んでいる田舎者の自分には、なんと息苦しい室で、テレビで見るまるで刑務所の一室のようであった。

ここで面白い話があった。徴収部門で税務調査の説明をしてくれた、ハーリー・マナカ氏は一度日本を訪れたとのことである。当然、税務の仕事の出張かと思ったら、なんとミュージシャンで赤坂へ行ったという訳である。

ところがミュージシャンでは飯（パン）が食べないので、学生時代に会計学を専攻していた彼は、税務職員になったという。

（エッ、アメリカでは飯が食べないと公務員になるのか？……日本では国鉄の方が税務職員になる位なのに……）

後でわかったことだが、アメリカの連邦税務職員の仕事はきつく、特に徴収部門の職員の離職率は高いとのことであった。

アメリカでは、不景気などで税収が落ち込むと、職員に一定のノルマが課せられるという。IRSでは、一応、そんなことは無いといっているが、この辺の事情になると、わが日本と同じような似た状況となる。

転職のため不慣れな職員が多いのと、ノルマに



＜パネラー 池田孝司会員＞

よるプレッシャーが、適正手続の法整備が進んでいるアメリカでも税務職員の権力濫用や人権無視の徴税が、トラブルを多発させたようだ。

こうした事が、国民多数の反感を受け、「包括的納税者権利保障法」の制定となった。

元ミュージシャンである税務職員の自己紹介は、こうしたアメリカの税務行政の実情を私たちに理解させる上で納得させるものがあった。

もう一つ感心させられたことがある。アメリカでは各税務署に苦情処理担当官が配置され、納税者の保護・救済にあたっていることである。日本には、税務相談所はあっても税務上発生した苦情や納税者の権利救済を制度的に扱う部門は無い。

又、この苦情処理担当官は、「包括的納税者権利保障法」の制定により創設された、納税者オンブズマンを兼担していることであった。いわゆる行政オンブズマンの設置である。

この納税者オンブズマンには必要な場合、納税者救済命令を発する権限が与えられている。納税者にとって、オンブズマンは頼もしい存在である。

私たちにこの制度を解説してくれた、チャーリー・ナカガワ苦情処理担当官は、自分達の任務について、①納税者の権利を守ること、②その問題点の本質を明らかにすること、③納税者の弁護人となることであるとスピーチしてくれた。

息苦しい室の中での話ではあったが、納税者の権利を守る制度やそのスピーチを聴いて、一点の光を見出すような気持になり、ホノルル税務署から次の訪問先へ向った。

納税者番号問題シンポジウム報告

納税者番号制対策委員会

委員長 小池幸造

’92年4月4日、東京の総評会館において、全青アメリカ・カナダ視察報告を兼ねた「納税者番号制問題シンポジウム」を開催した。

シンポジウムは、粕谷会長のあいさつの後、益子適正手続対策委員長の司会ですすめられた。

まず、石村耕治朝日大学教授の基調講演があり、次にパネラーからの報告があった。パネラーには、プライバシー保護の観点から堀敏明弁護士、カナダ視察の報告を植松省自会員（千葉）、アメリカ視察の報告を池田孝司会員（個人）、がそれぞれ担当した。

石村教授の基調講演要旨

1. 政府税調案は「国民背番号制」

1988年12月の政府税制調査会「納税者番号等検討小委員会報告」では、①アメリカ・カナダ方式（実質的な国民背番号制）、②北欧方式（国民背番号制）、③イタリア方式（本来の納税者番号制）をとりあげ、イタリア方式は不相当としている。つまり、本来の納税者番号制は採用しないとしている。

政府税調小委員会報告が想定する番号の利用範囲は、①税務分野での利用、②税務以外の行政分野での利用、③民間での自発的利用、を予定して、14省庁で構成する「税務等行政分野における共通番号制度に関する関係省庁連絡検討会議」を設置し、「共通番号制」を健闘している。つまり、納税者番号制ではなくて、「国民背番号制」を目指している。（右頁表参照）

2. 納税者番号制と国民背番号制の違い

納税者番号制は、その利用を「課税目的」ないし「課税関連目的」に限定した番号制のこと。税務以外の行政分野の利用や民間の利用は認めない。

附番（番号管理等）機関は課税庁。これを社会保険庁などにするのは他の行政分野での利用を前提とするので納税者番号制（限定番号制）とは

異質のものとなる。

3. 政府税調案の目指すところは「不公平税制」の是正ではなく、「全国民の一元管理」

政府制調案が健闘している税務の分野での利用は右表のとおり。

つまり、税務の分野での利用の範囲は限定されており、個人事業所得関係や法人税関係は番号制用の範囲から除かれている。番号利用の対象範囲は、現在の利子・配当などの支払調書の対象になるものと有価証券取引や給与所得関係のみ。「適正・公平な課税のために」はたんなるキャッチフレーズにすぎない。つまり、クロヨンの解消などはまったく無縁。政府税調の目指すは、全国民の情報の一元管理一觀察社会一化。

4. 高度情報化社会における納税者の権利

政府制調は、プライバシーには配慮する、としてはいるものの、その具体的内容は提示していない。

番号制導入の前提たるインフラ（番号制導入基盤）がわが国ではまったく整備されていない。

番号制の導入されている諸外国では、情報公開法（政府情報の公開）、個人情報保護法（個人情報の保護）プライバシー権が侵害された場合の権利救済制度が整備されている。とりわけ、カナダやオーストラリアではオンブズマン制度が整備されており、非訟手続によって国民の権利が救済される。わが国でも、独立した監視を行いかつ、“かけ込み訴”を受け付けるオンブズマンの制度化を早急に検討すべき。このオンブズマン制度は、限定番号制としての納税者番号の導入を検討するにあたって、まさにインフラ整備の一環として必要不可欠。



番号の利用範囲（想定）一覧

	共通番号制（政府案）	本来の納税者番制
① 税務分野での利用の範囲	<p>所得税関係 ・ 利子、配当などの支払・報酬料金、契約金の支払・不動産の売買、貸付け（あっせん等を含む）にかかる支払・給料、退職金、公的年金などの支払（ただし事業所得は対象外）・株式など有価証券の取引</p> <p>相続税関係 生命保険金、共済金の支払いなど</p> <p>法人税関係 (原則として対象外)</p>	同 左
② 税務以外の行政分野での利用の範囲	<p>年金その他公的給付 ・ 年金、恩給（扶助料）・生活保護その他各種の公的給付</p> <p>医療・教育 ・ 国公立の病院や医療施設での医療の給付 ・ 国公立の学校、日本育英会など</p> <p>運輸・警察・法務 ・ 自動車登録・運転免許、犯歴管理・不動産登記</p> <p>外務 ・ 旅券（パスポート）</p> <p>保険・金融 ・ 簡易保険、労働保険、労災保険、雇用保険など・郵便貯金・各種の公的融資</p> <p>住宅 ・ 公社・公団住宅の利用など</p> <p>.....</p> <p>マネーローディング規制関係 ・ 口座の開設の際の本人確認・大口の現金取引、外国送金の当局への報告の際</p>	
③ 民間での利用の範囲	<p>医療・教育 ・ 民間の病院、医療機関、私立学校など</p> <p>企業一般 ・ 銀行、証券、信販、保険、不動産などの分野での顧客管理、人事管理など</p> <p>信用調査 ・ 信用情報機関、興信所など</p> <p>コンサルタント 結婚紹介機関、人材あっせん機関、その他情報販売業など</p>	

(注) 上記表は、政府税制調査会が検討している「番号」の利用範囲を石村教授が作成したものです。この表により政府税調が検討している「共通番号」の利用範囲と本来の納税者番号の利用範囲との明確な違いが理解されます。

「税理士法改正に関する意見」の 表明について

税理士法対策委員会

委員長 辻 村 祥 造

1. はじめに

本年4月5日、神奈川において開催された理事会において、「税理士法改正に関する意見」が承認され、当連盟の意見が内外に表明されることとなった。

この間の審議状況を簡単にふり返ると、昨年9月3日に第1回の税理士法対策委員会が全青事務局で開催されてから、第5回まで委員会の討議がなされた。また理事会において、昨年11月の刈屋・西尾から、上記の神奈川までやはり5回の審議をおこなっており、全青として異例のロングラン審議となった。

とくに2月8日の岐阜における理事会では「税理士法人制度の創設」につき各理事の意見が対立し、意思表明をするか否か、また意見の形式をどのようなものにするかについて、採択で決することとなったのも異例であった。

その間、昨年11月には近畿青年税理士連盟において「税理士法改正案」が公表され、その意見も取り入れながら今回の当連盟の「税理士法改正に関する意見」がまとめられたのである。

2. 改正意見の基本的な考え方について

一般の税理士法改正に関する税理士会の姿勢は、現行法をどのように手直しするかという各論的な思考に終始しているといえる。

検討を開始した当初、われわれも改正の重要な項目につき、個別的に論点をまとめようと考えていた。

しかしこのような状況に対して、理事会において「我々青税は『税理士制度がどうあるべきか』という視点からの検討をおこなわなければならないのではないか」との意見が出された。

ともすれば、税理士法改正項目各論の意見調整に陥りやすかった審議の雰囲気の中かで、理事全員の賛意を得て、「今後わが国が民主的な租税国家

として発展してゆくために、税理士制度がどうあるべきかということ自体を考える」という基本方針が了承されたのである。

この基本方針のもと、改正に関する当連盟の意見は税理士法全般にわたること、また改正可能か否かといった観点にとらわれないで意見を表明することとした。

またこの基本方針を具体化する柱として、次の5つを基本的な項目とした。

- (1)税理士の使命の明確化
- (2)将来を見据えた税理士の業務
- (3)税理士の資格及び税理士試験の改革
- (4)権利、義務の拡充と整備
- (5)自主権の確立

意見の詳細は会員に配付する「税理士法改正に関する意見」(平成4年4月)を見ていただくこととして、ここでは審議の過程において議論のあったいくつかの問題についてふれてみたい。

3. 有償・無償独占と税理士の業務

(独占がもたらした影響)

税理士業務は現在、有償、無償に拘らず税理士以外が行ってはならないこととなっている。これは①税のもつ公共性、②租税収入の安定確保、そして③納税援助業務の質の確保、などの目的から独占業務とされたものである。

このことは納税者にとって、一定の水準の税務援助サービスを受けることができるという利点がある一方、経済的に依頼出来ない納税者にとっては専門家の便益が受けられないこととなる。

またこれを税理士の側から見れば業務を独占できるという利点がある一方、小規模納税者に対する種々の援助業務が義務化され、この援助業務の内容は一部税務署の下請のような状況を呈しているのである。

(税は国民生活に密着)

そして近年、国民の生活と意識のなかにも税は

密着したものとなり、あらゆる場所で税の問題が論じられる結果、「仮設的税務相談」として「不動産コンサルタント」問題に象徴されるような、税理士の職域に対する実質的侵害が起きているのが現状である。このような現状を充分認識したうえで、税理士の業務を考える必要があるだろう。

(独占性の強化のみで良いのか?)

このような問題に対して単に「税理士業務の独占性を強化し、職域を確保する」という視点のみで問題の解決となるのであろうか。それはともすれば税理士の職域エゴともとられかねないだろう。

問われなければならないのは「納税者の真の利益」に合致するか否かという視点であると、われわれは考える。

このような視点に立てば、不動産業者等が行ういわゆる「仮設的税務相談」は本質的に自己の利益に資するための税務相談であり、また自由職業の独立性を持たないと考えられる「不動産コンサルタント」は、往々にして「納税者の真の利益」に背反することが予想されるだろう。

よってこれらの問題には税理士会は規制を求めることは当然としても、このような納税者の未来的税務相談の要望に応えるべく、税理士自らがその業務を向上させ、また応じることのできる組織を積極的に開発してゆかねばならない。

次に小規模納税者に対する援助業務であるが、もう一度税理士会が行うべき援助業務の本質を考え直すべきであろう。現在のようにともすれば税務署の下請的な税務援助から脱して、税理士会が援助すべき納税者を明確にしたうえで、税理士会が自主性をもってその援助を充実させ、またその機構を整備してゆくべきであると考えている。

4. 税理士法人制度

(審議は紛糾)

はじめにふれたように「税理士法人制度の創設」については、各理事の意見は厳しく対立した。続く議論の紛糾に、「意見の一致を見ない項目については意見の発表をしない方が良いのではないか」との考えも出された。

しかし「将来の税理士制度がどうあるべきかを考える」というアプローチをとるのであれば、この問題について全青の意見を公表しないことは、上記の基本方針に背くこととなる。

よって、全青の議論の現状をそのままに表明することとし、両論を併記することとしたのである。

そして全青の意見は、共同税理士事務所の制度化の一つの選択肢として税理士法人、およびパートナーシップ方式の検討をすべきであるとしている。

(税理士法人のメリットとデメリット)

税理士法人のメリットとデメリットについては、次のように整理される。

メリット

- ① 業務の質的提供 (多様化に対応、専門性)
- ② 事務所の永続性の確保 (世代交替の保証)
- ③ 事務所経営の安定化
- ④ 勤務税理士の増加
- ⑤ 職員の雇用対策および教育
- ⑥ 責任の伸張と強化 (責任保険の創設)
- ⑦ 納税申告の適正化
- ⑧ 経営指導所などの法制化 など

デメリット

- ① 税理士個人の独立性に対する影響
- ② 税理士事務所の企業化と系列化
- ③ 監査法人の税理士業務への参入
- ④ 税務関連団体の助長と、税理士類似行為の合法化
- ⑤ 巨大事務所の出現による関与先の偏在と固定化
- ⑥ 税理士法人を通しての監督強化
- ⑦ ニセ税理士行為の誘発 など

以上一部重複するものがあるかも知れない。

税理士法人のメリットに掲げる内容は「社会的ニーズ」としてあげられるものと重なるが、このうち納税者、企業経営者からの直接的な要請と言えるものは、税理士への要望が多様化、高度化しつつあることを原因とする①ないし③であって、その他は全て税理士、そして税理士事務所の側が必要としているものであると言えるだろう。

特に②から⑤は、税理士特別試験制度およびそれに続く試験免除制度による会員数の著しい増加と高齢化、また税務関連団体による業務侵蝕といった制度環境の悪化が原因となっていることに十分な留意を払う必要がある。

(税理士制度の脆弱性)

税理士法人のデメリットとしてあげられている内容を分類すれば、同制度が導入された場合に、

その経済法則として不可避であると考えられる問題(②及び⑤)と、税理士制度自体がもつ制度の脆弱性と、主体性の不確実さに起因する問題(①、③、④、⑥及び⑦)に分けられる。

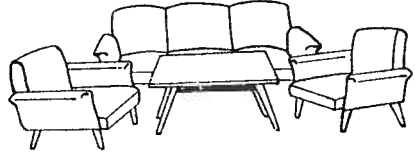
後者の問題については、税理士制度に固有な特殊の問題であって、他の資格制度とは異なる状況にあることを理解したうえで、税理士法人制度の可否を論ずる必要があるだろう。

参考文献：「税理士法人に関する諸問題」

税理 1979年3月 唐木田明雄

5. さいごに

今回の意見書は税理士法の全般にわたって検討



税理士業務の独占性

副会長 大石 敬

1. はじめに

税理士法において、税理士業務は有償のみならず無償までもが税理士の独占業務であると規定されており、弁護士、司法書士等他の業法が有償独占のみを制限しているのとは異なる規定の仕方をしている。これらの点につき考察するのが本稿の目的である。

2. 現行税理士法の規定

税理士法第2条第1項は、「税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税等特有の租税を除く）に関し、税務代理、税務書類の作成、政務相談を行うことを業とする」と規定している。そして同法第52条は、税理士業務の制限として、「税理士でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。」と規定している。ここにいう税理士業務は、第2条第1項に掲げられている業務に限られる。

これらの規定から、税理士業務は税理士の有償無償独占業務とされているのである。

3. 他の士業の規定

弁護士法第72条は、非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止として、また、司法書士法第19条第1

し意見を表明したものであるが、そのなかで「税理士の業務」および「税理士法人」について論議が集中し多くの時間を費やしたことは、新しく出てきた問題であるがゆえに避けられなかった。

今回の意見を青税の一つの道標と考え、さらに会員の叡知を集めて「税理士法改正」に対する検討を重ねてゆければと考えている。

項は、非司法書士等の取締まりとして、いずれの規定も、有償独占のみを制限しており、税理士法のように無償独占まで制限しているものではない。税理士法のみが特異な位置づけになっている。

4. 有償・無償独占とした背景

税理士業務が有償・無償独占という法的組立になっている理由の1つとして、税理士法の前身の税務代理士法の考え方がそのまま継承されているように思われる。すなわち、税務代理士に業務の独占権を与えるとともに、一方では取締まりを徹底し、税務当局の補助機関としての役目をさせたという立法趣旨である。(当時の税務代理士法案の衆議院本会議提案理由説明より)

また、昭和38年12月6日に税制調査会が内閣総理大臣に対する「税理士制度に関する答申」の中に次のような記述が見受けられる。「もともと税理士法は、弁護士法その他職業専門家に関する他の立法例と違って、無償で行なう業務までも税理士の独占業務としている特色をもっており、これは、さきにも述べたとおり、まったく税務行政上の配慮に出たものとして理解されるのであるが、(以下略)」

現行税理士法も、税務代理士法と同様、税務行

政の円滑な運営のためという観点から税理士制度を組み立ててしまっているため、本来自由職業人たる税理士のあるべき姿からかけはなれている面があることは、否めないように思う。

5. 有償・無償独占に対する問題点

税理士業務が税理士の有償無償独占業務という位置づけをすることによりいわゆる「税務援助」の問題が生ずる。このため、税理士法第49条の2第2項第8号では、税理士会の会則に「税務援助」の規定を記載しなければならないと規定している。この規定を受けて各税理士会及び支部は、税務援助の規定をおいている。

「税務援助」は、法的には、税理士会には税務援助を実施する義務があるが、税理士個人にはこの義務はない。(もっとも税理士は会則を守る義務があるので間接的強制力はあるといえるかもしれない。)しかし、税理士の公共性の観点から税務援

助は、税理士個人が積極的に取り組むべきは当然であろう。ただし、税務援助は税理士個人があくまでも任意、自発的に行うものである。税務当局や税理士が税理士個人に強制する性質のものではないことを確認しておきたい。

もし、税理士法が、国税当局の補助機関として税務援助をするために有償・無償独占となっているとしたら、それは本末転倒である。

6. 終わりに

税理士は、社会的、公共的性格を有するから、有償無償独占であり、何が何でもこの権利を守ろうとの考え方であるが、そのためにかえっているような問題が生ずる。他の業法のように有償独占の方が法的組立としてもすっきりするし、国民のための税理士制度という観点からいってもよいのではないだろうか。

税理士事務所における還付申告無料相談 実施の現状と支部会員の反応について

埼玉青税(浦和) 古橋 猪久麿

関東信越税理士会では平成三年分確申期において、埼玉の三支部(浦和・朝霞・大宮)を始めとした実施可能な支部が行うこととして、会員事務所における還付申告無料相談を実施した。

他税理士会の諸兄にとっては、その施策そのものに疑義をお持ちになられることであろうが、この実施までの紆余曲折は並大抵のものではなかった。

実施支部の会員として、その経過と会員の実情を報告するものである。

そもそもの事の発端は、昨年7月に行われた支部内の班別会議(各地区毎のブロック会議)の席上、支部長サイドからこの事務所における無料相談実施についての具体的な話が初めてされたことよっている。

確かに6月に開かれた関信会総会においては、この施策が織り込まれた事業計画が承認されているが、その詳細については全くといっていい程度会員には知らされておらず、この会議でこの施策

を初めて耳にする方が大半であったようだ。

このため会議では、この施策に対する疑問や問題点が噴出し、ほぼ100%の会員が反対の意見表明をするに至った。

この頭初めの状況は、他の二支部においても同じであったようだ。

当支部にはおいては、支部長自らがその問題点を指摘し、会員の意見を集約を県下各支部に示し行動すると公言した。

この時点で私は、当支部は実施に至らないだろう、と思っていた。しかし、時の経過に従い支部長のトーンがだんだんと柔らかくなってきて、関信会筆頭の支部としての立場上本会の施策に協力していく体制をとっていかざるを得ないというような弁明を支部例会で行うまでになってしまった。それでも今回の実施に当たっては、各会員の個別事情もある為、実施可能な会員という範囲が限定されていた。これによって反対意見がほぼ100%だった現状を考えると、実質的な実施が不可能である

と私は考えていた。

しかし驚くべきことに、実施に関するアンケート（毎確申期前に可能な参加税務援助の日数等を回答している）で反対又は不可と回答した者が数える程しかいなかったのである。あれだけ反対意見が出ていたのになぜだと愕然とした。

結局私の思わくとは全く反対の方向へ進んでいってしまった。

当支部は本会の敷いたレールの上を忠実に前へ向って走り始めてしまったのだ。

かくして相談の担当税理士名簿が出来上がってきてみれば、117人（267人中）が名を連ねている。

年令等の諸条件で云々実施の対象からはずれる方を考慮に入れても（浦和支部は高齢者が多く平均年令は63才）かなりの会員が支部に身をゆだねた結果であると判断できる。

又、実施期間は2月12日から15日までの4日間であるが、一日だけでも担当し担当指名簿に名前を載せたいという思いも察することができる。

いずれにしても御身大切ににじみ出ておりなさげなくなってくる。

又、首都圏の方は見られた方も多いと思うが、実施を前にした1月23日の日経首都圏版の紙面に「還付申告の無料相談税理士事務所OK」のどんでもない見出しが踊っていた。

この報道では期間は2月1日から15日まで、浦和・大宮・朝霞の全会員事務所を開放するというもので、実施要領を著しく拡大解釈した内容であった。

当然各会員から抗議があったのだが、これに対する県支部連合会長の対応が全く常識では考えられるものではなかった。27日付で実施三支部長に対し、この報道に対するお願い文書が発せられ、以下のように対応してもらいたいとの主旨であった。

「新聞記事は関信会の実施要領にそって報道がされており、訂正・取消しができない為に、本年に限って支部の実施期間（前述の4日間）以外の相談にも極力応じ、実施不参加の会員を含めた全員に実施の為の必要書類を配布し、例会等でこの旨を理解してもらいたい。」

各会員事務所に前記のお願い文書と新聞報道のコピーそして実施の為の七つ道具が支部より送られてきた。

私は支部長宛に意見書を書き、送付された一式

を送り返し、この対応が各人の意見を踏みにじったものである事を訴えた。

他に二三の会員から抗議はあったようだが、大多数は沈黙であった。一層情けなきがつのってしまった。

このような曲折にもかかわらず、実施期間は事もなげに過ぎ去り、浦和支部の実績は延175件であったとの担当副支部長の例会報告で事はかたづけられた。

賢明な青税会員諸兄にとってみれば、何と方向ちがいの関信会と思われるでしょう。

しかし、私はそれ以上に、個々には反対の意見を持っていても上層部の決定には従わざるを得ないとする大多数の会員の考え方がとても理解できず恐ろしい。

個人的に話をすれば、だれもが同じく反対だと言う。しかし本会・県連・支部が決めた事だからやらない訳にはいかない、と結論づける。これでは誰の為の税理士会なのであろうか。

自由職業人として集う会であるなら、各人の意見がぶつかり合う中でより良い方向へ進んでいかなくはウソである。

今までの事あるごとに税理士会では発言し、少しでも自由論議ができる雰囲気にと務めてきたつもりであるが、まだまだ税理士会の空気は重く少数の力では何ともしがたいのが当支部の現状である。

今回の一件では、今までくすぶっていた会員の税務援助に対する意見がこれを引き金に爆発し、援助事業の再検討がされるものと、実施の可否はともかくも、期待をしていた部分もあったが、予想に反して波風はほとんど立たなかった。これで良い訳はない。

しかし、平均年令も高くOBの比率が高く、青税精神の土壌のない私の支部は大変むずかしい。

力めば力む程まわりから浮き上がって疎外感が強くなるばかりである。

最近の若い会員は、この重苦しい空気を始めから吸おうとしない。正にゴーイングマイウェイのみである。

考えると先が思いやられるが、少しずつ浦和支部の青税会員も増えてきている事に希望をつなぎ、少しずつでも変えていきたいと思う。

いつか東京会のように税理士会と青税が重なるように。



石村耕治先生（左）



シンポ
ジウム
スナッフ



1992. 4. 4

総評会館
(お茶の水)



北野弘久日大教授著

「納税者基本権論の展開」を読んで

東京青税 近 藤 真由美

1947年5月3日。日本で310万人、アジア全体で2,000万人という尊い命を奪った戦争を再び起こさないよう、平和と自由のために日本国憲法が施行されました。そして、PKO法案等の問題が世論を賑わすなか、日本国憲法は今年で45周年を迎えました。

北野弘久教授は、憲法の国民主権と基本的人権を税財政法の諸領域に渡って法理論的に体系化させているわが国唯一の税法学者です。また、教授は租税国家においては、租税の徴収と用途の在り方が国民の生活を左右すると従来から主張しています。

教授の提唱する「納税者基本権」とは、納税者が憲法規範にしたがってのみ納税の義務を負うという日本国憲法から直接に導かれる権利をいい、日本国憲法30条の「納税の義務」をベースにして構成される実定憲法上の基本権のことです。この「納税者基本権」は、歳入面・歳出面を統合した現代的租税概念を前提として、納税者という法的地位にもとづく自由権や社会権などの集成的権利をさします。

本書では、最近の社会・経済・政治問題を社会現象として捕らえ、現実の国民的課題に対し生き生きと「北野税法学」が展開されています。

本書はまずはじめに、1990年に起きた湾岸戦争における多国籍軍への財政上の支援問題を財政民主主義の視点から検討しています。日本の納税者にとって、多国籍軍へ財政上の支援は参戦行為であり、憲法9条に違反することを指摘し、今後の戦争財政への先例的手法となることを危惧しています。平和的生存権は、「戦争の被害者とならない」だけでなく、「戦争に加担しない権利」、「加害者とならない権利」、「殺さない権利」を保障するものと主張しています。納税者基本権については、納税者として国の違憲・違法な財政支出に対して意義を申し立てる権利を有するとしています。

続いて、租税国家と参政権の章では、政治献金について次のように述べています。現代日本社会

は、実態的には国民主権ではなく、企業主権の構造をもっています。参政権を有しない企業の政治献金が政治のあり方、つまり租税国家における租税の徴収と用途のあり方を実質的に規定しているので、国民主権は形骸化し法社会学的に企業主権の構造が存在している点を指摘しています。政治献金を一定の範囲内で法人所得計算上損金に参入するということは、公権力が一般の納税者の犠牲のうえに国民の参政権、思想・信条の自由を侵害することを意味するとしています。

また、土地利用計画等の実質的不存在に加えて、異常な金融緩和や不公平な企業税制・土地税制が企業の土地投機に拍車をかけ「富の格差」を生んだ土地問題についても人権論の視角から触れています。日本国憲法の応能負担原則にしたがい生存権的財産の完全な保障を訴えています。

最後に、租税領域において、憲法で保障されている「裁判を受ける権利」がおそろしいほど形骸化し、「司法国家」ではなく「行政国家」であることを指摘しています。

税金問題は、形を変えた政治の問題であり憲法問題です。憲法を守ることは、愛と平和と自由を守ることではないでしょうか。憲法記念日に高校生が「戦場へいくのはPKO法案を決めた大人ではなく、僕達なのです。」と訴えていた姿が目につかびます。「納税者基本権論の展開」は、税理士が、税務行政の補助機関的税務会計専門家としてではなく租税の弁護士として納税者の権利を守るためにはもちろんのこと、日本国民として福祉・平和と憲法である日本国憲法の尊さを見つめ直すためにも貴重な書ではないでしょうか。

(三省堂)

